

避難行動要支援者名簿における現状と課題

1 避難行動要支援者名簿（以下「名簿」）について

（１）名簿作成の経緯とその概要

ア 経緯

東日本大震災における死者数のうち、65 歳以上の高齢者は約 6 割であり、また、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍と推定されている。

これらを踏まえ、国の災害対策の基本を定めた災害対策基本法（以下、「法」）が改正され、災害発生時の避難行動について特に支援を要する避難行動要支援者（以下「要支援者」）の名簿作成が市町村長に義務付けられた。

イ 概要

災害発生時に、要支援者の円滑かつ迅速な避難の支援や、安否の確認などを実施する際の基礎資料となるもの。本市では平成 29 年度から作成している。

（２）名簿登載者

ア 行政保有情報に基づく登載者

次の要件に 1 以上該当する者（施設入所者を除く）

- ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級（心臓、じん臓又は免疫機能障害のみを除く）
- ・要介護認定 3 以上 等

イ 自己申告による登載者

次の要件に 1 以上該当する者（施設入所者を除く）

- ・身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・要介護認定者
- ・指定難病患者 ・ 65 歳以上で身体虚弱の者 等

（３）名簿の種類

ア 全体名簿

要支援者全員を登載した名簿で、災害発生時には地域へ提供される。

イ 同意者名簿

全体名簿登載者のうち、平常時から地域の避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者を登載した名簿

（４）名簿の貸与先（避難支援等関係者）

ア 校区自治協議会

イ 校区社会福祉協議会

ウ 民生委員・児童委員

（５）名簿に記載する要支援者の情報

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX 番号、単身同居の別、支援を必要とする理由

（６）要支援者への意向確認方法

新たに全体名簿に登載となった要支援者に対し、郵送により避難支援等関係者への情報提供についての意向確認を行っている。

２ 名簿登載状況について

以下の作業を行い、名簿を年１回更新している。

- ・前回更新以降、障がい者手帳の交付を受ける等、新たに名簿登載要件に該当するようになった者、市外からの転入者のうち、名簿登載要件に該当する者を追加。
- ・死亡、施設入所、市外転出等した者を削除。

（１）令和元年６月１日時点

項 目	人数（人）	割合（％）
全体名簿登載者	36,238	100.0
うち、同意者名簿登載者	15,188	41.9
非同意者	3,896	10.8
意向確認未回答者	17,154	47.3

未回答者 17,154 人に対し、再度の意向確認を実施。

（２）令和２年６月１日時点

項 目	人数（人）	割合（％）
全体名簿登載者	35,843	100.0
うち、同意者名簿登載者	18,570	51.8
非同意者	8,410	23.5
意向確認未回答者	8,863	24.7

３ 課題

大規模災害発生時には、行政による取組み「公助」には限界があり、地域コミュニティによる助け合い「共助」が重要であるが、再度の意向確認を実施しても、未回答者が２割以上いる。

４ 他都市の事例

法では、要支援者本人の同意を得るほか、個別の条例を制定若しくは、個人情報保護条例の適用により、平常時から地域へ要支援者の名簿情報を提供することが出来るとされている。

政令指定都市では、横浜市・神戸市・千葉市が個別の条例を制定しているほか、各自治体が定める個人情報保護条例の適用により、平常時から地域へ要支援者の名簿情報を提供している事例がある。

＜参考＞ 全国の自治体の状況

項目	自治体数（割合）
① 個別の条例を制定	46 （2.7％）
② 個人情報保護条例を適用	86 （5.0％）
上記①・②の対応なし	1,592 （92.3％）
計	1,724 （100.0％）

※出典：避難行動要支援者の作成等に係る取組状況の調査結果等（令和元年 11 月 13 日消防庁発表）

福岡市避難行動要支援者名簿〔同意者名簿〕

●●校區(校區コード) ▲▲自治会(自治会區コード)

整理番号	カナ 氏名	生年月日 性別 世帯状況 避難情報配信の登録			住所	自宅電話 携帯電話		FAX 支援を必要とする理由	備考	個別計画の 作成状況

